

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年8月2日

要望団体名：国道456号整備促進期成会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
【盛岡市】手代森地内の両側歩道設置及び道路拡幅改良の整備計画の早期策定	要望の区間の両側歩道設置及び道路拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
【紫波町】犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅の整備促進	犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、学校再編に伴う交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C : 2
【花巻市】東和町落合地内の歩道整備計画の早期策定	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
【北上市】口内町の新町及び荒町地内の交通安全施設（歩道）等の整備計画の早期策定	歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
<p><b>【奥州市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江刺広瀬地内の線形改良及び歩道整備計画の早期策定</li> <li>・江刺広瀬川原から山影区間の歩道整備計画の早期策定</li> <li>・江刺岩谷堂下苗代沢から田原御免区間の歩道整備計画の早期策定</li> <li>・江刺田原横懸から大平及び同大平から根木町間の線形改良及び歩道整備計画の早期策定</li> </ul>	<p>要望の区間の歩道整備や改良整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>C : 4</p>
<p><b>【一関市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猿沢市街地（商店・家屋が連担する250m区間）の拡幅改良及び歩道設置</li> <li>・摺沢市街地（四ツ角交差点）の右折レーンの設置</li> <li>・藤沢バイパスの早期実現</li> <li>・宮城県境付近のトンネル化の早期実現</li> </ul>	<p>要望区間の改良整備や歩道整備などについては、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>C : 4</p>

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</li> <li>・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</li> </ul> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類